

Q1-3: M&A に関する台湾で制定されている法律の概要説明をお願いします。

台湾の M&A に関する法令としては、企業合併法が中心となりますが、その他証券取引法およびその関連の授権子法、公正取引(独占禁止)法、労働基準法等の法令にも留意しなければなりません。金融機構の間で企業合併を行う場合は、金融機構合併法、金融持株会社法等が適用されます。また、外資が台湾において合併・買収を進行しようとする際には、外国人投資条例の関連規定も合わせて留意しなければなりません。

① 企業合併法

企業が合併等によって組織再編を行い、企業が競争力を向上できるよう、企業合併法が制定されています。本法は「総則」、「合併、買収および分割」、「租税措置」、「金融措置」、「会社再建による組織再編」および「附則」等の六章で構成されています。

合併・買収の様態、遵守すべき決議手続、公告手続、債権者の保障手続、異議ある株主の買収請求権、従業員の雇用継続と保障手続、および租税優遇等が主要な規定です。

② 証券取引法およびその関連の授権子法

証券取引法およびその関連法は、株式公開会社をその対象としています。株式公開会社が合併等を行う際に、以下の証券取引法およびその関連法の規定に留意する必要があります。

1. 公開買付け制度:

株式公開会社の 20%以上の株式を取得しようとする場合は、別途の規定がある場合を除き、原則的には公開買付けの方法によって行うものとし、かつ「公開買付けにあたっての株式公開会社の有価証券管理弁法」に基づき取扱うものとします。

2. 新株発行の手続:

株式公開会社が新株を発行して、もって合併・買収の対価とする場合は、証券取引法および「発行者に対する有価証券の募集および発行の対処準則」の関連規定に基づき取扱うものとします。

3. 私募手続:

株式公開会社が新株の私募を合併・買収の対価とする場合は、証券取引法および「株式公開会社が有価証券の私募を行う際に注意すべき事項」の関連規定に基づき取扱うものとします。

4. 情報開示義務:

株式公開会社が合併を行う際には、情報開示の関連義務を遵守しなければなりません。

5. インサイダー取引の禁止:

上場または店頭会社が合併・買収を行う際に、インサイダー取引を防止するため、当該会社の内部者は重要情報の未公開、または公開後 18 時間内の当該会社の株式売買を避けなければなりません。

③ 公正取引(独占禁止)法

企業が合併・買収を行う際に、公正取引法上のいわゆる「結合」の様態となり、かつ公正取引法に定められる申告の基準に沿い、申告免除の事由がない場合は、公正取引委員会に対して結合申告を提出してから、合併・買収を進行することができるものとされています。

1. 以下の行為が公正取引法においていわゆる「結合」となります。
 - (1) 他の事業者と合併する場合
 - (2) 他の事業者の株式もしくは出資を保有または取得し、それが当該事業者の議決権を有する株式もしくは総資本額の 3 分の 1 以上に達した場合
 - (3) 他の事業者の全てもしくは主要な業務や財産を譲受けるまたは賃借する場合
 - (4) 他の事業者と経常的に共同経営を行うまたは他の事業者の委託を受けて経営する場合
 - (5) 直接または間接的に他の事業者の業務経営もしくは人事の任免を支配する場合

2. 事業結合の際、下記のいずれかに該当する場合は、事前に中央管轄機関に申告しなければなりません。
 - (1) 事業結合により、市場占有率が 3 分の 1 に達する場合。
 - (2) 結合に参加した一事業者の市場占有率が 4 分の 1 に達する場合。
 - (3) 結合に参加した事業者の前会計年度の売上高が中央管轄機関の公告した金額を超える場合。

3. 以下の状況のいずれかに該当する場合は、結合申告を提出する必要がありません。
 - (1) 結合に参加する一事業者が既に他の事業者の 50% 以上の議決権のある株式または出資額を保有し、その事業者と結合する場合。
 - (2) お互いに保有する議決権のある株式または出資額が 50% 以上に達する同業者間の結合である場合。
 - (3) 事業者が全てもしくは主要な部分の営業、財産または独立運営が可能な全てもしくは一部の業務を単独に新設した他の事業者に譲渡する場合。
 - (4) 事業者が会社法第 167 条第 1 項の但書または証券取引法第 28 条の 2 の規定により株主の保有する株式を回収することによって、原株主が第 6 条第 1 項第 2 号に該当する場合。

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や普華商務法律事務所 (PwC Legal) は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。